

水戸市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前（令和2年6月20日まで）	改正後（令和2年6月21日以降）
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第6条）</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p> 第1節 卸売業者（第7条－第15条の2）</p> <p> 第2節 仲卸業者（第16条－第25条）</p> <p> 第3節 買受人（第26条－第30条）</p> <p> 第4節 関連事業者（第31条－第36条）</p> <p>第3章 売買取引及び決済方法（第37条－第57条）</p> <p>第3章の2 卸売の業務に係る物品の品質管理（第57条の2）</p> <p>第4章 市場施設の使用（第58条－第65条）</p> <p>第5章 監督（第66条－第68条）</p> <p>第6章 雑則（第68条の2－第76条）</p> <p>付則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （目的）</p> <p>第1条 この条例は、水戸市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）を設置し、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）及び茨城県卸売市場条例（昭和46年茨城県条例第51号。以下「県条例」という。）の規定に基づき、市場の業務、施設の管理等について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第6条）</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p> 第1節 卸売業者（第7条－第15条の2）</p> <p> 第2節 仲卸業者（第16条－第25条）</p> <p> 第3節 買受人（第26条－第30条）</p> <p> 第4節 関連事業者（第31条－第36条）</p> <p>第3章 売買取引、決済の方法等</p> <p> 第1節 法第13条第4項第1号に規定する業務の方法（第37条－第41条）</p> <p> 第2節 法第13条第4項第2号に規定する遵守事項（第42条－第47条）</p> <p> 第3節 その他の事項（第48条－第57条の3）</p> <p>第4章 市場施設の使用（第58条－第65条）</p> <p>第5章 監督等（第66条－第68条）</p> <p>第6章 雑則（第68条の2－第76条）</p> <p>付則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （目的）</p> <p>第1条 この条例は、水戸市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）を設置し、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の規定に基づき、市場の業務、施設の管理等について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、もって市民の生活の安定に資することを目的とする。</p>

正化及び流通の円滑化を図り、もって市民の生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 卸売業者 法第58条第1項及び県条例第6条の規定により茨城県知事(以下「知事」という。)の許可を受けて、市場において卸売の業務を行う者をいう。

(2) 仲卸業者 市長の許可を受けて、仲卸しの業務を行う者をいう。

(3) 仲卸しの業務 市場内に設置する店舗において、市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分し、又は調整して販売をする業務をいう。

(4) 買受人 市長の承認を受けて、市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。

(5) 買出人 市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。

(6) 関連事業者 市長の許可を受けて、第4条に規定する市場の取扱品目以外の食料品等の卸売の業務その他市場機能の充実に資する業務及び市場の利用者に便益を提供する業務を行う者をいう。

(新設)

(新設)

(7) 市場施設 市場内の用地及び建物その他の施設をいう。

(名称、位置及び面積)

第3条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名称 水戸市公設地方卸売市場

位置 水戸市青柳町4566番地

面積 160,552平方メートル

(取扱品目)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 卸売の業務 市場において、出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、卸売をする業務をいう。

(2) 仲卸しの業務 市場内の店舗において、卸売業者から卸売を受けた物品の販売をする業務をいう。

(3) 卸売業者 卸売の業務を行う者をいう。

(4) 仲卸業者 仲卸しの業務を行う者をいう。

(5) 買受人 仲卸業者以外の者で、市場において卸売業者から卸売を受けるものをいう。

(6) 関連事業者 市場において、飲食料品等の販売の業務その他市場機能の充実に資する業務又は市場の利用者に便益を提供する業務を行う者をいう。

(7) 市場関係事業者 卸売業者、仲卸業者、買受人及び関連事業者をいう。

(8) 取引参加者 市場において売買取引を行う者(市場関係事業者を含む。)をいう。

(9) 市場施設 市場内の用地及び建物その他の施設をいう。

(名称及び位置)

第3条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水戸市公設地方卸売市場

位置 水戸市青柳町4566番地

(取扱品目)

第4条 市場の取扱品目は、部類ごとに、次に掲げる物品とする。

青果部 野菜、果実及びこれらの加工品

水産物部 生鮮水産物及びその加工品

花き部 花き及びその加工品

2 前項に規定する取扱品目の属する部類について疑義があるときは、市長が決定する。

(開場の期日)

第5条 市場は、次の各号に掲げる日(以下「休日」という。)を除き、毎日開場するものとする。

(1) 日曜日(1月5日及び12月25日から12月30日までの日曜日を除く。)

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(3) 12月31日から翌年の1月4日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、出荷者及び消費者の利益を確保するため必要があると認めるときは休日に開場し、又はこれらの者の利益を著しく阻害しないと認めるときは休日以外の日に開場しないことができる。

(開場の時間)

第6条 開場の時間は、終日とする。ただし、市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻は、規則で定める。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の数)

第7条 卸売業者の数は、取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

青果部 2以内

水産物部 3以内

花き部 1

(誓約書の提出)

第7条の2 (新設)

第4条 市場の取扱品目は、部類ごとに、次に掲げる物品とする。

青果部 野菜及び果実並びにこれらの加工品その他規則で定める物品

水産物部 生鮮水産物及びその加工品その他規則で定める物品

花き部 花き及びその加工品

2 前項に規定する取扱品目の属する部類について疑義があるときは、市長が決定する。

(開場の期日)

第5条 市場は、次の各号に掲げる日(以下「休日」という。)を除き、毎日開場するものとする。

(1) 日曜日(1月5日及び12月25日から12月30日までの日曜日を除く。)

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(3) 12月31日から翌年の1月4日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、出荷者及び消費者の利益を確保するため必要があると認めるときは休日に開場し、又はこれらの者の利益を著しく阻害しないと認めるときは休日以外の日に開場しないことができる。

(開場の時間)

第6条 開場の時間は、終日とする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(削除)

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の数)

第7条 卸売業者の数は、取扱品目の部類ごとに、規則で定める。

(卸売の業務の許可等)

第7条の2 卸売の業務を行おうとする者は、取扱品目の部類ごとに、規則

(新設)

卸売業者は、知事から卸売の業務の許可を受けたときは、速やかに誓約書を市長に提出しなければならない。

(保証金の預託)

第8条 卸売業者は、知事から卸売の業務の許可を受けた日から起算して30日以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第9条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次に掲げる金額の範囲内で規

で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可（以下「卸売の業務の許可」という。）の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、卸売の業務の許可をしてはならない。

(1) 法人でないものであるとき。

(2) 法人の代表者又はその業務を執行する役員（以下「役員等」という。）のいずれかが破産者で復権を得ない者であるとき。

(3) 役員等が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(4) 卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(5) 卸売の業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(6) 水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であるとき。

(7) 役員等のいずれかが水戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。

(8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

3 卸売業者は、卸売の業務の許可を受けたときは、速やかに規則で定める誓約書を市長に提出しなければならない。

(保証金の預託)

第8条 卸売業者は、卸売の業務の許可を受けた日から起算して30日以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第9条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次に掲げる金額の範囲内で規

則で定める。

青果部 100 万円以上 700 万円以下

水産物部 100 万円以上 700 万円以下

花き部 100 万円以上 300 万円以下

2 前項に規定する保証金は、現金をもって預託しなければならない。

3 第1項に規定する保証金には、利息を付さない。

(保証金の追加預託)

第10条 卸売業者は、保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 第1項の規定による預託については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(保証金の充当)

第11条 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項に規定する権利に優先して、保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して、市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した保証金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

(保証金の返還)

第12条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しない。

(新設)

則で定める。

青果部 100 万円以上 700 万円以下

水産物部 100 万円以上 700 万円以下

花き部 100 万円以上 300 万円以下

2 前項に規定する保証金は、現金をもって預託しなければならない。

3 第1項に規定する保証金には、利息を付さない。

(保証金の追加預託)

第10条 卸売業者は、保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 第1項の規定による預託については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(保証金の充当)

第11条 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項に規定する権利に優先して、保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して、市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した保証金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

(保証金の返還)

第12条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しない。

(卸売の業務の許可の取消し)

第12条の2 市長は、卸売業者が第7条の2第2項第2号、第3号若しくは第6号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき、又は卸売の業務を的確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認める

(新設)

(新設)

(せり人の登録)

ときは、当該卸売の業務の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が正当な理由がなく次の各号のいずれかに該当する場合は、当該卸売の業務の許可を取り消すことができる。

(1) 第8条第1項の規定による預託をしないとき。

(2) 卸売の業務の許可を受けた日から起算して30日以内に卸売の業務を開始しないとき。

(3) 卸売の業務を引き続き30日以上休止したとき。

(4) 卸売の業務を的確に遂行しないとき。

(事業の譲渡等)

第12条の3 卸売業者が事業(卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、当該譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人が合併する場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人とが合併して当該卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)において、市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項に規定する認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

4 第1項又は第2項に規定する認可については、第7条の2第2項の規定を準用する。

(名称変更等の届出)

第12条の4 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 名称、商号若しくは代表者の氏名又は所在地を変更したとき。

(2) 卸売の業務の開始、休止、再開又は廃止をしようとするとき。

(3) 役員等、資本金若しくは出資の額又は定款若しくは規約を変更したとき。

2 卸売業者たる法人が解散したときは、当該法人の清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(せり人の登録等)

第13条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、せり人として知事に届け出た者でなければならない。

2 卸売業者は、せり人を知事に届け出る場合は、あらかじめその者について規則で定めるところにより市長に申請し、登録を受けなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当する場合又は登録申請書に偽りの記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、登録をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 第15条又は第68条第2項に規定する登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (4) 仲卸業者若しくは買受人又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。
- (5) せりを遂行するために必要な経験又は能力を有しない者であるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団の維持管理に協力し、又は関与する者であるとき

4 第2項に規定する登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。
（新設）

（せり人の登録の更新）

第14条 卸売業者は、前条第2項の規定により登録を受けたせり人に、その有効期間の満了の日後も引き続き市場における卸売のせりを行わせようとする場合は、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。

第13条 卸売業者は、市場において行う卸売のせり人について市長の登録を受けなければならない。

2 卸売業者は、前項に規定する登録（以下「せり人の登録」という。）を受けようとする場合は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当する場合又は当該申請に係る書類に偽りの記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、せり人の登録をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 第15条又は第68条第2項に規定する登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (4) 仲卸業者若しくは買受人又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。
- (5) せりを遂行するために必要な知識及び経験を有しない者であるとき。
- (6) 暴力団員等であるとき。

4 せり人の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年とする。

5 卸売業者は、せりの業務を適正かつ円滑に行うため、毎年、せり人の登録を受けたせり人に対して、市場の業務に係る法令等に関する研修を受講させなければならない。

（せり人の登録の更新）

第14条 卸売業者は、せり人の登録を受けたせり人に、その有効期間の満了の日後も引き続き市場における卸売のせりを行わせようとする場合は、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。

- 2 前項の規定により登録の更新を受けようとする者は、当該せり人の登録の有効期間の満了の日前60日から当該有効期間の満了の日前30日までの間に、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 3 第1項に規定する登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年とする。ただし、第68条第2項の規定により業務の停止を命ぜられた後の最初の登録を受ける者については、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年とする。
- 4 前条第3項(第3号を除く。)の規定は、第1項に規定する登録の更新について準用する。

(せり人の登録の取消し)

第15条 市長は、せり人が第13条第3項第1号、第2号、第4号若しくは第6号に該当することとなったとき、又はせりを遂行するために必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

(事業報告書等の提出)

第15条の2 卸売業者は、事業年度ごとに、事業報告書及び取扱状況報告書を市長に提出しなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数)

第16条 仲卸業者の数は、取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

青果部 10以内

水産物部 24以内

花き部 2以内

(仲卸業務の許可)

第17条 仲卸しの業務を行おうとする者は、取扱品目の部類ごとに、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該せり人の登録の有効期間の満了の日前60日から当該有効期間の満了の日前30日までの間に、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 3 第1項に規定する登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年とする。ただし、第68条第2項の規定により業務の停止を命ぜられた後の最初の登録を受ける者については、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年とする。
- 4 前条第3項(第3号を除く。)の規定は、第1項に規定する登録の更新について準用する。

(せり人の登録の取消し)

第15条 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該せり人の登録を取り消すものとする。

(1) 当該卸売業者の使用人でなくなったとき。

(2) 第13条第3項第1号、第2号、第4号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) せりを遂行するために必要な能力を有しなくなったと認めるとき。

(せり人に係る届出事項)

第15条の2 卸売業者は、せり人の登録を受けたせり人が前条各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数)

第16条 仲卸業者の数は、取扱品目の部類ごとに、規則で定める。

(仲卸しの業務の許可)

第17条 仲卸しの業務を行おうとする者は、取扱品目の部類ごとに、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 仲卸しの業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 当該市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者であるとき。
- (6) 法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうち第1号から第3号まで又は前号の規定に該当する者がいるとき。
- (7) 暴力団、暴力団員及び暴力団の維持管理に協力し、又は関与する者であるとき。
- (8) 前号に該当する者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

3 仲卸業者が、当該仲卸しの効率的な業務を確保するため補助員を必要とする場合は、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

4 仲卸業者は、仲卸しの業務の許可を受けたときは、速やかに誓約書を市長に提出しなければならない。

(保証金の預託)

第18条 仲卸業者は、前条第1項に規定する許可を受けた日から起算して30日以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始してはならない。

(保証金の額)

2 市長は、前項の規定による許可（以下「仲卸しの業務の許可」という。）の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、仲卸しの業務の許可をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 仲卸しの業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 役員等のいずれかが第1号から第3号まで又は第7号のいずれかに該当する者であるとき。
- (6) 暴力団であるとき。
- (7) 暴力団員等であるとき。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

3 第7条の2第3項の規定は、仲卸業者について準用する。

(削除)

(保証金の預託)

第18条 仲卸業者は、仲卸しの業務の許可を受けた日から起算して30日以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第19条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、第64条第1項に規定する仲卸業者に係る市場施設の使用料の月額額の6倍に相当する金額の範囲内で規則で定める。

2 前項に規定する保証金については、第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定を準用する。

(許可の取消し)

第20条 市長は、仲卸業者が第17条第2項第1号、第2号若しくは第5号から第8号までに該当することとなったとき、又はその業務を的確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が正当な理由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

(1) 第17条第1項に規定する許可を受けた日から起算して30日以内に第18条第1項に規定する保証金を預託しないとき。

(2) 第17条第1項に規定する許可を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき。

(3) 引き続き30日以上その業務を休止したとき。

(4) その業務を的確に遂行しないとき。

(業務の規制)

第21条 仲卸業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為については、仲卸業者がその許可に係る取扱品目の部類に属する物品であって、市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合で、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、卸売のための販売の委託の引受けをすること。

(2) その許可に係る取扱品目の部類に属する物品を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売すること。

(事業の譲渡等)

第22条 仲卸業者が事業(市場における仲卸しの業務に係るものに限る。)

第19条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、第64条第1項に規定する仲卸業者に係る市場施設の使用料の月額額の6倍に相当する金額の範囲内で規則で定める。

2 前項に規定する保証金については、第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定を準用する。

(仲卸しの業務の許可の取消し)

第20条 市長は、仲卸業者が第17条第2項第1号、第2号若しくは第5号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき、又は仲卸しの業務を的確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、当該仲卸しの業務の許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が正当な理由がなく次の各号のいずれかに該当する場合は、当該仲卸しの業務の許可を取り消すことができる。

(1) 第18条第1項の規定による預託をしないとき。

(2) 仲卸しの業務の許可を受けた日から起算して30日以内に仲卸しの業務を開始しないとき。

(3) 仲卸しの業務を引き続き30日以上休止したとき。

(4) 仲卸しの業務を的確に遂行しないとき。

第21条及び第22条 削除

の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。）において、市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 前2項に規定する認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

4 第1項又は第2項に規定する認可については、第17条第2項の規定を準用する。

（仲卸し業務の相続）

第23条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に規則で定めるところにより市長の認可を受けなければならない。

2 前項の規定により相続人が認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可をした旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、当該相続人に対して第17条第1項の許可をしたものとみなす。

3 第1項に規定する認可については、第17条第2項の規定を準用する。

4 第1項に規定する認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。

（名称変更等の届出）

第24条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名、名称若しくは商号又は住所を変更したとき。

(2) 業務の開始、休止、再開又は廃止をしようとするとき。

(3) 法人にあつては、役員、資本金若しくは出資の額又は定款若しくは規約を変更したとき。

（仲卸しの業務の相続）

第23条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に規則で定めるところにより市長の認可を受けなければならない。

2 前項の規定により相続人が認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可をした旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、当該相続人に対して仲卸しの業務の許可をしたものとみなす。

3 第1項に規定する認可については、第17条第2項の規定を準用する。

4 第1項に規定する認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。

（事業の譲渡等）

第24条 第12条の3及び第12条の4の規定は、仲卸業者について準用する。この場合において、同条第2項中「卸売業者たる法人」とあるのは「仲卸業者が死亡し、又は仲卸業者たる法人」と、「当該法人」とあるのは「当該仲卸業者の相続人又は当該仲卸業者たる法人」と読み替えるものとする。

2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書等の提出)

第25条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる日現在において作成した事業報告書をもその日から起算して90日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 法人である仲卸業者にあつては、毎事業年度の末日

(2) 個人である仲卸業者にあつては、毎年12月31日

2 仲卸業者は、規則で定めるところにより売上高報告書を作成し、翌月10日までに市長に提出しなければならない。

第3節 買受人

(買受人等の承認)

第26条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、取扱品目の部類ごとに、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 買受人が効率的な業務を確保するため補助員を必要とする場合には、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定による承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしてはならない。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 卸売の相手方として必要な知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。

(3) 当該申請に係る取引品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者の役員若しくは使用人であるとき。

(4) 買受人の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(新設)

第25条 削除

第3節 買受人

(買受人の承認)

第26条 買受人になろうとする者は、取扱品目の部類ごとに、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

(削除)

2 市長は、前項の規定による承認(以下「買受人の承認」という。)の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該買受人の承認をしてはならない。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(削除)

(3) 買受人の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(4) 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 暴力団、暴力団員及び暴力団の維持管理に協力し、又は関与する者であるとき。

(新設)

(新設)

(6) 前号に該当する者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき

4 第17条第4項の規定は、買受人について準用する。

(買受人の承認の取消し)

第27条 市長は、買受人が前条第3項第1号、第3号、第5号若しくは第6号に該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

第28条 削除

(買受人の名称変更等の届出)

第29条 買受人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名、名称若しくは商号又は住所を変更したとき。

(2) 業務の廃止をしたとき。

(3) 法人にあっては、役員、資本金若しくは出資の額又は定款若しくは規約を変更したとき。

2 買受人が死亡し、又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第30条 削除

第4節 関連事業者

(関連事業者の設置)

第31条 市場機能の充実を図り、市場の利用者に便益を提供するため、市場内の店舗その他の施設において次の各号に掲げる業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 第4条に規定する市場の取扱品目以外の食料品等の卸売の業務その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務

(5) 役員等のいずれかが第1号から第3号まで又は第7号のいずれかに該当する者であるとき。

(6) 暴力団であるとき。

(7) 暴力団員等であるとき。

(8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

3 第7条の2第3項の規定は、買受人について準用する。

(買受人の承認の取消し)

第27条 市長は、買受人が前条第2項第1号、第2号若しくは第5号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、当該買受人の承認を取り消すものとする。

第28条 削除

(名称変更等の届出)

第29条 第12条の4の規定は、買受人について準用する。この場合において、同条第2項中「卸売業者たる法人」とあるのは「買受人が死亡し、又は買受人たる法人」と、「当該法人」とあるのは「当該買受人の相続人又は当該買受人たる法人」と読み替えるものとする。

第30条 削除

第4節 関連事業者

(関連事業者の許可等)

第31条 関連事業者になろうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(削除)

(2) 市場の利用者に便益を提供するもので規則で定める業務
2 市長は、前項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) その業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) その業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 暴力団、暴力団員及び暴力団の維持管理に協力し、又は関与する者であるとき。

(新設)

(新設)

- (6) 前号に該当する者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

3 第17条第4項の規定は、関連事業者について準用する。

(保証金の預託)

第32条 関連事業者は、前条第1項に規定する許可を受けた日から起算して30日以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第33条 関連事業者の預託すべき保証金の額は、第64条第1項に規定する関連事業者に係る市場施設の使用料の月額額の6倍に相当する金額の範囲内で規則で定める。

2 前項に規定する保証金については、第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定を準用する。

(削除)

2 市長は、前項の規定による許可（以下「関連事業者の許可」という。）の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該関連事業者の許可をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) その業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) その業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 役員等のいずれかが第1号から第3号まで又は第7号のいずれかに該当する者であるとき。

(6) 暴力団であるとき。

(7) 暴力団員等であるとき。

- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

3 第7条の2第3項の規定は、関連事業者について準用する。

(保証金の預託)

第32条 関連事業者は、関連事業者の許可を受けた日から起算して30日以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第33条 関連事業者の預託すべき保証金の額は、第64条第1項に規定する関連事業者に係る市場施設の使用料の月額額の6倍に相当する金額の範囲内で規則で定める。

2 前項に規定する保証金については、第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定を準用する。

(許可の取消し)

第34条 市長は、関連事業者が第31条第2項第1号、第2号、第5号若しくは第6号に該当することとなったとき、又はその業務を的確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、関連事業者が正当な理由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消すことができる。

- (1) 第31条第1項に規定する許可を受けた日から起算して30日以内に第32条第1項に規定する保証金を預託しないとき。
- (2) 第31条第1項に規定する許可を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 引き続き30日以上その業務を休止したとき。
- (4) その業務を的確に遂行しないとき。

(業務の規制)

第35条 市長は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため関連事業者に対し、必要な指示をすることができる。

(相続等)

第36条 関連事業者の相続、名称変更及び事業報告書については、第23条から第25条第1項までの規定を準用する。

第3章 売買取引及び決済方法

(売買取引の原則)

第37条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第37条の2 売買取引は、せり売、入札又は相対による取引(一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。)のいずれかの方法により行うものとし、その方法は、取扱品目ごとに規則で定めるものと

(関連事業者の許可の取消し)

第34条 市長は、関連事業者が第31条第2項第1号、第2号若しくは第5号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を的確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、当該関連事業者の許可を取り消すものとする。

2 市長は、関連事業者が正当な理由がなく次の各号のいずれかに該当する場合は、当該関連事業者の許可を取り消すことができる。

- (1) 第32条第1項の規定による預託をしないとき。
- (2) 関連事業者の許可を受けた日から起算して30日以内に関連事業者の業務を開始しないとき。
- (3) 関連事業者の業務を引き続き30日以上休止したとき。
- (4) 関連事業者の業務を的確に遂行しないとき。

(事業の譲渡等)

第35条 第12条の3、第12条の4及び第23条の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、第12条の4第2項中「卸売業者たる法人」とあるのは「関連事業者が死亡し、又は関連事業者たる法人」と、「当該法人」とあるのは「当該関連事業者の相続人又は当該関連事業者たる法人」と読み替えるものとする。

第36条 削除

第3章 売買取引、決済の方法等

第1節 法第13条第4項第1号に規定する業務の方法

(業務の運営)

第37条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対し不当に差別的な取扱いをしてはならない。

する。

(売買取引の単位)

第 38 条 売買取引の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難であると市長が認めるときは、重量以外の単位によることができる。

(差別的取扱いの禁止)

第 39 条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは買受人に対し不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが第 45 条第 1 項により承認を受けた受託契約約款によらないもの等正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第 40 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、規則で定める特別の理由がある場合であって、仲卸業者及び買受人の買受けを不当に制限することとならないと市長が認めるときは、この限りでない。

第 41 条 削除

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第 42 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 市長が指定する場所にある物品の卸売をするとき。

(売買取引の方法)

第 38 条 市場において卸売業者が行う売買取引の方法は、せり売、入札又は相対による取引（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。）のいずれかによるものとする。

2 卸売業者は、せり売又は入札の方法による卸売を行う場合には、仲卸業者及び買受人以外の者に卸売をしてはならない。ただし、せり売又は入札により生じた残品の卸売をする場合は、この限りでない。

3 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、卸売業者に対して売買取引の方法を指示することができる。

(決済の方法)

第 39 条 取引参加者が市場において売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法は、規則で定める。

(売買取引の結果等の公表)

第 40 条 市長は、卸売業者から第 52 条に規定する報告を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに卸売の数量及び金額その他の規則で定める事項を公表するものとする。

(取引参加者に対する監督等)

第 41 条 市長は、次節に規定する遵守事項を取引参加者に遵守させるため、第 5 章の規定に基づき取引参加者に対して監督等を行うものとする。

第 2 節 法第 13 条第 4 項第 2 号に規定する遵守事項

(売買取引の原則)

第 42 条 取引参加者は、市場において公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(2) 卸売業者が申請した場所にある物品（卸売業者が仲卸業者又は買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。）の卸売をすることについて、効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めたとき。

（卸売業者の買受けの禁止）

第 43 条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、卸売の相手方としてこれを買って受けてはならない。

第 44 条 削除

（受託契約約款）

第 45 条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、受託契約約款を定め、知事から卸売の業務の許可を受けた日から起算して 30 日以内に市長の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する受託契約約款には、規則で定める事項を記載しなければならない。

3 卸売業者は、受託契約約款の記載事項を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（受託物品の受領通知及び検収）

第 46 条 卸売業者は、販売の委託を受けた物品を受領した場合は、委託者に対して直ちにその種類、数量、等級、品質及び受領日時を文書により通知しなければならない。ただし、受領の日の翌日までに売買仕切書を発送するときは、この限りでない。

2 卸売業者は、販売の委託を受けた物品の受領に当たっては、検収を確実にし、その種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、市長の指定する検査員の検査を受けることができる。この場合において、卸売業者は、検査の結果を委託者に通知しなければならない。

3 卸売業者は、前項に規定する検査を受けなければ、販売の委託を受けた物品の異状について委託者に対抗することができない。

（差別的取扱いの禁止）

第 43 条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は卸売の相手方に対し不当に差別的な取扱いをしてはならない。

（売買取引の方法）

第 44 条 卸売業者は、第 38 条に定められた方法により卸売を行わなければならない。

（売買取引の条件の公表）

第 45 条 卸売業者は、規則で定めるところによりその取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表しなければならない。

（決済の確保）

第 46 条 取引参加者は、第 39 条に定められた方法により決済を行わなければならない。

2 卸売業者は、受託物品の引受けに関して契約を締結したとき（定型約款を定めた場合を含む。次項において同じ。）は、速やかに市長に届け出なければならない。これを変更したときも、また、同様とする。

3 卸売業者は、仲卸業者、買受人又はこれらをもって組織する組合等と決済に関して契約を締結したときは、速やかに市長に届け出なければならない。これを変更したときも、また、同様とする。

4 卸売業者は、卸売の相手方が当該卸売業者から卸売を受けた物品の代金の支払を怠ったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

5 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業年度ごとに事業報告書を

(卸売物品の明示及び引取り)

第 47 条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は買受人が明らかになるよう措置しなければならない。

2 仲卸業者及び買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

3 卸売業者は、仲卸業者又は買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠ったと認めるときは、仲卸業者又は買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格が前項に規定する仲卸業者又は買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は買受人に請求することができる。

(代金の支払及び支払猶予の特約)

第 48 条 仲卸業者及び買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品の引渡しを受けると同時に買受代金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を支払わなければならない。ただし、買受代金について支払猶予の特約がある場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、仲卸業者又は買受人との間に買受代金について支払猶予の特約をしようとするときは、規則で定めるところによりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(卸売代金の変更の禁止)

第 49 条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより市長の指定する検査員が正当な理由があると確認した場合は、この限りでない。

(売買取引の制限)

作成し、毎事業年度の末日から起算して 90 日以内に市長に提出しなければならない。

6 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。）について、出荷者から閲覧の申出があった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(売買取引の結果等の公表)

第 47 条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量及び金額その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。）等を定期的に公表しなければならない。

第 3 節 その他の事項

(仲卸業者及び買受人以外の者に対する卸売)

第 48 条 卸売業者は、仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売を行う場合は、市場における取引の秩序を乱さないよう配慮しなければならない。

2 卸売業者は、仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売を行った場合は、当該卸売の内容を第 46 条第 5 項に規定する事業報告書及び第 52 条の規定による報告と併せて市長に報告しなければならない。

(市場外にある物品の卸売)

第 49 条 前条の規定は、卸売業者が市場外にある物品の卸売を行う場合について準用する。

(受託物品の検査)

第 50 条 市長は、せり売又は入札の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、その売買を差止め又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

- (1) 不正な行為があると認めるとき。
- (2) 不当な価格が生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

2 市長は、卸売業者、仲卸業者、買受人又は買出人が次の各号のいずれかに該当する場合は、売買を差し止めることができる。

- (1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。
- (2) 買受代金の支払を怠ったとき。
(売買取引の調査審議)

第 50 条の 2 市長は、公正かつ効率的な売買取引の確保を図るため、水戸市公設地方卸売市場運営協議会条例（平成 4 年水戸市条例第 59 号）に規定する水戸市公設地方卸売市場運営協議会に、必要な事項について調査又は審議をさせるものとする。

（衛生上有害な物品の売買禁止）

第 51 条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めなければならない。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差止め又は撤去を命ずることができる。

（販売原票等の作成）

第 51 条の 2 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに販売原票を作成しなければならない。

2 卸売業者は、前項に規定する販売原票に基づいて売渡票を作成し、仲卸業者又は買受人に交付しなければならない。

（卸売予定数量等の報告）

第 52 条 卸売業者は、市長の指定する時刻までに、当日卸売を予定している主要な物品について、その品目ごとの規格、等級、数量、主要な産地等について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

第 50 条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては、検収を確実にを行い、その種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、市長の指定する検査員の検査を受けることができる。この場合において、卸売業者は、検査の結果を委託者に通知しなければならない。

2 卸売業者は、前項に規定する検査を受けなければ、受託物品の異状について委託者に対抗することができない。

（販売原票等の作成）

第 51 条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、速やかに販売原票を作成しなければならない。

2 卸売業者は、前項に規定する販売原票に基づいて売渡票を作成し、卸売の相手方に交付しなければならない。

（卸売業者による市長への報告）

第 52 条 卸売業者は、次の各号に掲げる売買取引に係る事項について規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

- (1) 第 45 条に規定する売買取引の条件

2 卸売業者は、当日卸売をした物品について、その品目ごとの数量及び価格（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

3 卸売業者は、前月中に卸売をした物品について、その品目ごとの数量及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

（卸売予定数量等の公表）

第53条 市長は、卸売業者から前条第1項に規定する報告を受けたときは、その日の卸売のための販売開始時刻までに、その日卸売をされる物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売をされた主要な品目の数量及び価格を市場内の卸売場に掲示するものとする。

2 市長は、卸売業者から前条第2項に規定する報告を受けたときは、その日に卸売を受けた物品について、主要な品目の数量及び価格を公表するものとする。この場合において、価格については、産地別に高値及び安値に区分して行うものとする。

（委託手数料の額）

第54条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについて委託者から收受する委託手数料は、卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）に委託手数料率を乗じて得た額とする。

（委託手数料率）

第54条の2 前条の委託手数料率は、規則で定める期間ごとに、規則で定める取扱品目に応じて卸売業者が決定する。

2 卸売業者は、前項の規定により委託手数料率を決定するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出を受けた場合において必要があると認めるときは、委託手数料率が経営に与える影響その他必要と認める事項について卸売業者に説明を求めることができる。

4 卸売業者は、委託手数料率を決定したときは、卸売場又は主たる事務所の見やすい場所における掲示等により周知しなければならない。

(2) 第47条に規定する売買取引の結果等

(3) 毎月の卸売をした物品の数量及び金額

（仲卸業者の業務の規制等）

第53条 仲卸業者は、卸売のための販売の委託を引き受けてはならない。

2 仲卸業者は、市場における取引の秩序を乱すおそれがないよう配慮し、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品であって、卸売業者から卸売を受けることが困難なものを卸売業者以外の者から買い入れて販売すること（以下「直荷引き」という。）ができる。

3 直荷引きを行う仲卸業者は、規則で定めるところにより、直荷引きを行った物品に係る仕入金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。

（仲卸業者の事業報告書の提出等）

第54条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日

(2) 個人である仲卸業者 毎年12月31日

2 仲卸業者は、毎月の販売をした物品について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(委託手数料率の変更)

第 54 条の 3 卸売業者は、前条第 1 項に規定する期間が経過するまでの間は、同期間内において適用する委託手数料率を変更することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託手数料率を変更することができる。

(1) 第 67 条の規定による勧告又は命令を受けたとき。

(2) 情勢の変化その他特別な事情があると市長が認めるとき。

3 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の規定による委託手数料率の変更について準用する。

(仕切り及び送金)

第 55 条 卸売業者は、販売の委託を受けた物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした翌日までに売買仕切書及び売買仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、前項に規定する売買仕切書には、当該卸売をした物品（第 49 条ただし書の規定による卸売代金を変更した物品を含む。）の品目、等級、価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）、消費税額及び地方消費税額及び数量を正確に記載しなければならない。

(前渡し金等の承認)

第 56 条 卸売業者は、出荷者に対して売買仕切金を前渡ししようとするとき、売買仕切金の支払を担保する保証金を差し入れようとするとき、又は出荷を誘引するために資金を貸し付けようとするときは、規則で定めるところによりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(奨励金の交付)

第 57 条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、規則で定めるところにより市長の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

2 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、規則で定めるところにより市長の承認を受けて、仲卸業者及び買受人に対して完納奨励金

(買受人の業務の規制等)

第 55 条 買受人は、卸売業者以外の者から買い入れた物品を市場において販売してはならない。ただし、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する承認を受けた買受人は、規則で定めるところにより、当該承認を受けて販売した物品に係る仕入金額を市長に報告しなければならない。

(関連事業者等の事業報告書の提出等)

第 56 条 第 54 条の規定は、関連事業者及び前条第 1 項ただし書に規定する承認を受けた買受人について準用する。

(売買取引の制限)

第 57 条 市長は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、その売買（卸売業者にあつては、委託の引受けを含む。）を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。

を交付することができる。

第3章の2 卸売の業務に係る物品の品質管理

第57条の2 次の各号に掲げる事項に係る卸売の業務に係る物品(以下この条において「物品」という。)の品質管理の方法は、規則で定めるところによる。

- (1) 卸売の業務に係る施設(次号において「施設」という。)の取扱品目
- (2) 施設の設定温度及び温度管理に関する事項
- (3) 物品の品質管理に係る責任者の設置及び責務に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、前項に規定する方法により物品の品質管理を行わなければならない。

第4章 市場施設の使用

(市場施設の使用指定)

第58条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積その他の使用条件は、市長が指定する。

- 2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。
- 3 市長は、前項の規定による許可の申請をした者が暴力団、暴力団員及び暴力団の維持管理に協力し、又は関与する者であるときは、同項の許可を

(2) 不当な価格が生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

2 市長は、卸売業者、仲卸業者又は買受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、売買を差し止めることができる。

- (1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。
- (2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(削除)

(衛生上有害な物品の売買禁止)

第57条の2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

2 市長は、衛生上有害な物品の売買の差止め又は撤去を命ずることができる。

(物品の品質管理)

第57条の3 市場関係事業者は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令等を遵守し、規則で定めるところにより、市場の業務に係る物品の管理を行わなければならない。

第4章 市場施設の使用

(市場施設の使用指定)

第58条 市場関係事業者が使用する市場施設の位置、面積その他の使用条件は、市長が指定する。

- 2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、必要があると認めるときは、市場関係事業者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。
- 3 市長は、前項の規定による許可の申請をした者が暴力団員等であるときは、同項の許可をしてはならない。

してはならない。

(用途変更、転貸等の禁止)

第 59 条 前条第 1 項に規定する指定及び同条第 2 項に規定する許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該市場施設の用途を変更し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第 60 条 使用者は、市場施設に建築若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(市場施設の返還)

第 61 条 使用者が死亡し、解散し、若しくは廃業し、又は業務の許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格を失ったときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長が指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第 61 条の 2 前条の規定により市場施設を返還すべき者が市長の指定する期間内にこれを返還しないときは、返還期限の翌日から返還を完了する日までの市場施設の使用料相当額(返還の遅延により市に損害を与えた場合には、その損害額を加算した額)を賠償しなければならない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第 62 条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の措置を命ずることができる。

(補修命令)

第 63 条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対して、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(市場施設の使用料)

(用途変更、転貸等の禁止)

第 59 条 前条第 1 項に規定する指定及び同条第 2 項に規定する許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該市場施設の用途を変更し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第 60 条 使用者は、市場施設に建築若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(市場施設の返還)

第 61 条 使用者が死亡し、解散し、若しくは廃業し、又は業務の許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格を失ったときは、相続人(業務を相続する場合を除く。)、清算人、代理人又は本人は、市長が指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第 61 条の 2 前条の規定により市場施設を返還すべき者が市長の指定する期間内にこれを返還しないときは、返還期限の翌日から返還を完了する日までの市場施設の使用料相当額(返還の遅延により市に損害を与えた場合には、その損害額を加算した額)を賠償しなければならない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第 62 条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の措置を命ずることができる。

(補修命令)

第 63 条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対して、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(市場施設の使用料)

第 64 条 市場施設の使用料は、別表に定める金額とする。

2 使用者が市場施設（会議室及び調理実習室を除く。）において使用する電気、電話、ガス、水道、空気調和等の費用は、使用者の負担とする。

3 使用者は、使用の指定又は許可を受けた市場施設を使用しない場合であっても、使用料を納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、使用料の納付について必要な事項は、規則で定める。

（使用料の納付期限）

第 64 条の 2 前条第 1 項に規定する使用料は、毎月 25 日までにその月分を納付しなければならない。ただし、卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料にあつては翌月 15 日まで、会議室使用料及び調理実習室使用料にあつては使用日までとする。

（新設）

（使用料の減免）

第 65 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由によって 3 日以上にわたり市場施設を使用することができないとき。

(2) 第 62 条の規定による使用停止の期間が引き続き 3 日以上にわたったとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

第 5 章 監督

（報告及び検査）

第 66 条 市長は、必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対して、その業務若しくは財産の状況に関する報告若しくは資料

第 64 条 市場施設の使用料は、別表に定める金額とする。

2 使用者が市場施設（会議室及び調理実習室を除く。）において使用する電気、電話、ガス、水道等の費用は、使用者の負担とする。

3 使用者は、使用の指定又は許可を受けた市場施設を使用しない場合であっても、使用料を納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、使用料の納付について必要な事項は、規則で定める。

（使用料の納付期限）

第 64 条の 2 前条第 1 項に規定する使用料の納付期限は、規則で定める。

（使用料の還付）

第 64 条の 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

（使用料の減免）

第 65 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由によって 3 日以上にわたり市場施設を使用することができないとき。

(2) 第 62 条の規定による使用停止の期間が引き続き 3 日以上にわたったとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

第 5 章 監督等

（報告及び検査）

第 66 条 市長は、必要があると認めるときは、市場関係事業者に対して、その業務若しくは財産の状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は

の提出を求め、又は当該職員に事務所その他の業務を行う場所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(新設)

(改善措置命令)

第67条 市長は、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対して、その業務若しくは会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を勧告し、又は命ずることができる。

(監督処分)

第68条 市長は、卸売業者、仲卸業者、買受人、買出人又は関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、卸売業者にあつては第1号、仲卸業者にあつては第2号、買受人にあつては第3号、買出人にあつては第4号、関連事業者にあつては第5号に掲げる処分をすることができる。

- (1) 6月以内の期間を定めて、その卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずること。
 - (2) 第17条第1項に規定する許可の取消し又は6月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
 - (3) 第26条第1項に規定する承認の取消し又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。
 - (4) 6月以内の期間を定めて、市場への入場の停止を命ずること。
 - (5) 第31条第1項に規定する許可の取消し又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 2 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録の取

当該職員に事務所その他の業務を行う場所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指示)

第66条の2 市長は、必要があると認めるときは、取引参加者に対して必要な指示をすることができる。

(改善措置命令)

第67条 市長は、必要があると認めるときは、市場関係事業者に対して、その業務若しくは会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を勧告し、又は命ずることができる。

(監督処分)

第68条 市長は、市場関係事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、卸売業者にあつては第1号、仲卸業者にあつては第2号、買受人にあつては第3号、関連事業者にあつては第4号に掲げる処分をすることができる。

- (1) 卸売の業務の許可の取消し又は6月以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (2) 仲卸しの業務の許可の取消し又は6月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (3) 買受人の承認の取消し又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。

(削除)

- (4) 関連事業者の許可の取消し又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 2 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該せり人の

消し又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) せり売に関して委託者、仲卸業者又は買受人と気脈を通じて不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他不正行為をさせたとき。
- (3) その職務に関して委託者、仲卸業者又は買受人から不当な利益を収受したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があると認めるとき。

3 市長は、第58条第2項の規定により市場施設を使用している者(買受人及び買出人を除く。)がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、その許可の全部若しくは一部の取消し又は6月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

4 卸売業者、仲卸業者、買受人、買出人又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、6月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、買受人、買出人又は関連事業者に対しても第1項の規定を適用する。

第6章 雑則

(帳簿等の保存)

第68条の2 卸売業者は、第51条の2第1項に規定する販売原票及び同条第2項に規定する売渡票並びに第55条に規定する売買仕切書についてはその作成の日から2年間、帳簿類についてはその閉鎖の日から10年間保存しなければならない。

(卸売業務の代行)

第69条 卸売業者は、その資格を失い、又は業務を停止され、若しくはその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合に

登録の取消し又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) せり売に関して委託者、仲卸業者又は買受人と通じて不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他不正行為をさせたとき。
- (3) その職務に関して委託者、仲卸業者又は買受人から不当な利益を収受したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があると認めるとき。

3 市長は、第58条第2項の規定により市場施設を使用している者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、その許可の全部若しくは一部の取消し又は6月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

4 市場関係事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、6月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その市場関係事業者に対しても第1項の規定を適用する。

第6章 雑則

(帳簿等の保存)

第68条の2 卸売業者は、第51条第1項に規定する販売原票及び同条第2項に規定する売渡票についてはその作成の日から7年間、帳簿類についてはその閉鎖の日から10年間保存しなければならない。

(卸売業務の代行)

第69条 卸売業者は、その資格を失い、又は業務を停止され、若しくはその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合に

において、販売の委託を受けた物品に未卸売のものがあるときは、その旨を委託者に通知するとともに、その種類、数量、委託者その他受託に関する事項を規則で定めるところにより遅滞なく市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する未卸売の物品について、他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

3 市長は、前項の規定による卸売の業務を行わせる卸売業者がないとき、又は他の卸売業者に行わせることが不相当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。

(無許可営業の禁止)

第70条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、何人も市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入り等に関する指示)

第71条 市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内での運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項に規定する指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内での運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第72条 市場へ入場する者（以下「市場入場者」という。）は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

2 市長は、市場の秩序保持又は公共の利益の保全を図るため市場入場者に対して入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(清潔の保持)

第73条 使用者及び市場入場者は、市場の清潔な環境の保持に努めなければならない。

において、販売の委託を受けた物品に未卸売のものがあるときは、その旨を委託者に通知するとともに、その種類、数量、委託者その他受託に関する事項を規則で定めるところにより遅滞なく市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する未卸売の物品について、他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

3 市長は、前項の規定による卸売の業務を行わせる卸売業者がないとき、又は他の卸売業者に行わせることが不相当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。

(無許可営業の禁止)

第70条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、何人も市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入り等に関する指示)

第71条 市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内での運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項に規定する指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内での運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第72条 取引参加者その他市場に入場する者（以下「市場入場者」という。）は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

2 市長は、市場の秩序保持又は公共の利益の保全を図るため市場入場者に対して入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(清潔の保持)

第73条 使用者及び市場入場者は、市場の清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 市長は、市場の清潔の保持を図るため使用者に対して必要な措置を命ずることができる。

(災害時における物品の確保)

第74条 市長は、災害の発生に際して物品を確保するため卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、物品の確保について必要な指示をすることができる。

(許可等の制限又は条件)

第75条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、必要な制限又は条件を付すことができる。

(組合等の届出)

第75条の2 仲卸業者、買受人又は関連事業者は、仲卸業者、買受人又は関連事業者をもって組織する組合等を結成したときは、その定款又は規約、役員の名簿等を市長に届け出なければならない。これを変更したときも、また、同様とする。

(委任)

第76条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表 (第64条関係)

区分	種別	金額
1	卸売業者市場使用料	卸売金額につきその額の1,000分の3.5に相当する金額
	仲卸業者市場使用料	第21条ただし書の規定により承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の1,000分の3.5に相当する金額
	(新設)	
2	保冷库使用料	1棟(建物、機械一式)につき 月額

2 市長は、市場の清潔の保持を図るため使用者に対して必要な措置を命ずることができる。

(災害時における物品の確保)

第74条 市長は、災害の発生に際して物品を確保するため卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、物品の確保について必要な指示をすることができる。

(許可等の制限又は条件)

第75条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、必要な制限又は条件を付すことができる。

(組合等の届出)

第75条の2 卸売業者、仲卸業者、買受人又は関連事業者をもって組織する組合等を結成したときは、当該組合等は、その定款又は規約、役員の名簿等を市長に届け出なければならない。これを変更したときも、また、同様とする。

(委任)

第76条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表 (第64条関係)

区分	種別	金額
1	卸売業者市場使用料	卸売金額につきその額の1,000分の3.5に相当する金額
	仲卸業者市場使用料	直荷引きを行った物品に係る仕入金額の1,000分の2.5に相当する金額
	買受人市場使用料	第55条第1項ただし書に規定する承認を受けて販売した物品に係る仕入金額の1,000分の2.5に相当する金額
2	保冷库使用料	1棟(建物、機械一式)につき 月額

		180,000 円
青果部配送センター使用料	1 棟 (建物, 機械一式) につき	月額 112,000 円
水産卸売業者活魚水槽使用料	1 槽 (設備一式) につき	月額 17,000 円
卸売業者売場使用料	1 平方メートルにつき	月額 90 円
仲卸業者売場使用料	1 平方メートルにつき	月額 1,100 円
関連事業者 売場使用料	関連商品 売場	1 平方メートルにつき 月額 1,100 円
	サービス 店舗	1 平方メートルにつき 月額 900 円
買荷保管所使用料	1 平方メートルにつき	月額 90 円
事務所使用料	1 平方メートルにつき	月額 300 円
倉庫使用料	1 平方メートルにつき	月額 120 円
青果卸売業者保冷売場使用料	1 平方メートルにつき	月額 950 円
砕氷所使用料	1 平方メートルにつき	月額 730 円
水産低温買荷保管積込所使用料	1 平方メートルにつき	月額 500 円
青果買荷保管積込所使用料	1 平方メートルにつき	月額 210 円
花き仲卸業者売場使用料	1 平方メートルにつき	月額 600 円
花き第 2 買荷保管積込所使用料	1 平方メートルにつき	月額 350 円
花き第 2 倉庫使用料	1 平方メートルにつき	月額 410 円
3	会議室使用料	大 1 時間につき 800 円
		中 1 時間につき 300 円
		小 1 時間につき 250 円

		180,000 円
青果部配送センター使用料	1 棟 (建物, 機械一式) につき	月額 112,000 円
水産卸売業者活魚水槽使用料	1 槽 (設備一式) につき	月額 17,000 円
卸売業者売場使用料	1 平方メートルにつき	月額 90 円
仲卸業者売場使用料	1 平方メートルにつき	月額 1,100 円
関連事業者 売場使用料	関連商品 売場	1 平方メートルにつき 月額 1,100 円
	サービス 店舗	1 平方メートルにつき 月額 900 円
買荷保管所使用料	1 平方メートルにつき	月額 90 円
事務所使用料	1 平方メートルにつき	月額 300 円
倉庫使用料	1 平方メートルにつき	月額 120 円
青果卸売業者保冷売場使用料	1 平方メートルにつき	月額 950 円
砕氷所使用料	1 平方メートルにつき	月額 730 円
水産低温買荷保管積込所使用料	1 平方メートルにつき	月額 500 円
青果買荷保管積込所使用料	1 平方メートルにつき	月額 210 円
花き仲卸業者売場使用料	1 平方メートルにつき	月額 600 円
花き第 2 買荷保管積込所使用料	1 平方メートルにつき	月額 350 円
花き第 2 倉庫使用料	1 平方メートルにつき	月額 410 円
3	会議室使用料	大 1 時間につき 800 円
		中 1 時間につき 300 円
		小 1 時間につき 250 円

	調理実習室使用料	1時間につき 380円
4	土地使用料	1平方メートルにつき 月額20円

備考

- 1 区分2に掲げる使用料は、1棟、1槽又は1平方メートル当たりの金額に使用する棟数、槽数又は面積を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 区分3に掲げる使用料は、1時間当たりの金額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の市場施設の使用及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第16条第1項において読み替えて準用する同法附則第5条第4項の適用を受ける市場施設の使用に係る使用料の額は、なお従前の例による。

	調理実習室使用料	1時間につき 380円
4	土地使用料	1平方メートルにつき 月額20円

備考

- 1 区分2に掲げる使用料は、1棟、1槽又は1平方メートル当たりの金額に使用する棟数、槽数又は面積を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 区分3に掲げる使用料は、1時間当たりの金額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に水戸市公設地方卸売市場において卸売の業務を行うことについて茨城県卸売市場条例（昭和46年茨城県条例第51号）第6条第1項の許可を受けていた者は、この条例による改正後の第7条の2第1項の許可を受けた者とみなす。
- 3 この条例による改正前の第13条第2項の規定による登録又は第14条第1項の規定による登録の更新を受けたせり人に係る当該登録の有効期間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行日前に販売した物品に係る仲卸業者市場使用料の金額については、なお従前の例による。